

令和2年度国民健康保険料の料率について

国民健康保険料は、医療分、後期高齢者支援金分、介護分の3つに区分され、さらにそれぞれの区分毎に、所得割、被保険者均等割及び世帯別平等割の3つに区分されます。

また、具体的な料率については、当該年度の被保険者数や世帯数の見込み、及び直近における国民健康保険財政の収支などを勘案し、毎年度算定しております。

つきましては、現時点における被保険者数や、令和元年度国民健康保険特別会計決算見込み等を踏まえ算定した、令和2年度国民健康保険料の料率について報告するものです。

1 令和元年度末時点の被保険者数及び世帯数 ※（ ）は前年度末数字

被保険者数：84,075人（86,971人→△2,896人）

世帯数：54,784世帯（55,655世帯→△871世帯）

全市民に占める加入率：19.32%（20.08%→△0.76ポイント）

2 令和元年度国民健康保険特別会計決算見込み（概算）

被保険者の減少による歳入減、被保険者一人当たり医療費の増加などにより、次のとおり歳出超過が想定されます。

① 歳入総額：392億8,500万円（平成30年度からの繰越金含む）

② 歳出総額：384億7,200万円

③ ①－②：8億1,300万円（令和2年度への繰越金）

④ ①のうち平成30年度からの繰越金額：14億5,500万円

⑤ ③－④：△6億4,200万円（単年度収支）

3 令和2年度国民健康保険料の料率

実質的な単年度収支において歳出超過が見込まれるため、保険料率の引き上げも検討しましたが、県単位化による影響が未だ不透明であること、また令和元年度決算においても、一定額の繰越金が見込まれることなどから、令和2年度の国民健康保険料率は据え置きとし、令和元年度と同水準の保険料としました。

なお、具体的な改定概要等については、次ページのとおりです。

市としては、今後とも県単位化による市国保財政への影響を検証するとともに、将来にわたり健全な保険制度を維持するため、保険料率の適正な設定に努めてまいります。

【令和2年度国民健康保険料の料率】

賦課限度額は、医療分が2万円、介護分が1万円の引き上げとなっております。なお、旧ただし書所得とは、総所得金額等から基礎控除の33万円を控除した額です。

(1) 医療分

区分	令和2年度	令和元年度	対前年度比較
所得割	旧ただし書所得の5.73%	旧ただし書所得の5.73%	0ポイント
均等割	23,640円	23,640円	0円
平等割	16,440円	16,440円	0円
賦課限度額	630,000円	610,000円	20,000円

(2) 後期高齢者支援金分

区分	令和2年度	令和元年度	対前年度比較
所得割	旧ただし書所得の2.49%	旧ただし書所得の2.49%	0ポイント
均等割	9,840円	9,840円	0円
平等割	6,840円	6,840円	0円
賦課限度額	190,000円	190,000円	0円

(3) 介護分

区分	令和2年度	令和元年度	対前年度比較
所得割	旧ただし書所得の2.07%	旧ただし書所得の2.07%	0ポイント
均等割	10,320円	10,320円	0円
平等割	5,040円	5,040円	0円
賦課限度額	170,000円	160,000円	10,000円

(4) 一人当たり保険料

令和2年度	令和元年度	対前年度比較
105,928円	106,366円	△438円(0.41%減)

※ 一人当たり保険料は、保険料率決定時の見込数値による平均値で、法定軽減分を除いております。

以 上
福祉健康部 保険年金課